

## 自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を

名古屋北労働基準監督署長 <sup>み</sup>三 <sup>よし</sup>好 <sup>さとる</sup>了



職場全員で一丸となつて働き方改革を進める

会員の皆様には、日頃より労働衛生対策の推進にご理解とご協力をいただいております。厚く御礼申し上げます。

さて、本年も「**ここからだの健康づくり** **みんなで進める働き方改革**」をスローガンに全国労働衛生週間が10月1日から7日まで実施されています。このスローガンには、ここからだの両方の健康づくりを進めて、職場全員で一丸となつて働き方改革を進めることにより、誰もが安心して健康に働ける職場を目指そうという思いが込められています。

当署管内における業務上疾病の発生状況をみま

すと、平成29年には休業4日以上の被災者数は81人で、前年よりも12人、17・4%増加しております。傷病分類別にみますと、負傷に起因する疾病が58件でそのうち50件が災害性腰痛です。化学物質によるものが9件、熱中症が8件となっております。

今年、記録的な猛暑が続ぎ、7月に熱中症による死亡災害が1名発生しました。熱中症による休業4日以上被災者数は、8月末現在ですでに11件になっていくところから、かなりの増加が心配されています。また、金属精錬作業者の中毒による休業災害やラーメン店でのCO（一酸化炭素）中毒（3名被災）が発生しています。過重労働にかかると相談や情報も依然として多く寄せられており、脳心臓疾患や精神障害による労災請求事案も高止まりの状況にあります。

本年4月から第13次労

働災害防止推進計画がスタートしております。この13次防におきましては労働衛生対策として、

①過重労働による健康障害防止対策、②メンタルヘルス対策、③腰痛予防対策、④熱中症予防対策、⑤治療と仕事の両立支援の推進、⑥化学物質等による健康障害防止対策、⑦石綿ばく露防止対策、⑧粉じん障害防止対策、⑨受動喫煙防止対策、を重点にして、対策等を推進してまいります。

### 長時間労働者への産業医の関与を強化

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が本年6月29日に可決成立し、労働安全衛生法の一部改正がされ、来年4月から施行されます。その改正内容は、産業医・産業保健機能の強化で、産業医の活動環境の整備、労働者の健康管理等に必要となる情報の産業医への提供などとなつ

ており、特に、事業者にすべての労働者の労働時間の把握を義務付け、過労死等のリスクの高い状況にある労働者を見逃さないように、長時間労働者への産業医の関与を強化して、産業医による面接指導等が確実に実施されるようにすることとしています。

時間外労働の上限規制、年次有給休暇の5日取得義務化、フレックスタイム制の拡充等労働基準法の改正のみならず、これら労働衛生にかかる法改正への対応、準備もよろしくお願ひします。

会員の皆様には、すでに9月の準備期間中にいろいろな行事、取組を実施していただいていると存じますが、全国労働衛生週間を契機にして、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願い申し上げます。